

新型コロナウイルス感染症に関する情報

※この情報は5月15日現在の情報です。

国から4月7日に発令されました緊急事態宣言の期間が、当初予定の5月6日までから5月31日までに延長されています。また、緊急事態宣言期間が終了しましても、引き続き「3つの密」を避けることや、こまめな手洗い、マスク着用、咳エチケットなど感染予防へのご協力をお願いします。

大阪府独自の基準に基づく自粛要請・解除および対策の基本的な考え方【大阪モデル】

5月5日に大阪府独自の考え方が公表されました。今後は下記の考え方にに基づき、自粛要請等が実施または解除されます。

▷ 下表の①～③の警戒信号全てが「点灯」した場合、府民への自粛要請等の対策を段階的に実施

▷ 下表の②～④の警戒信号全てが原則7日間連続して「消灯」すれば、自粛等を段階的に解除

モニタリング指標（見える化）		警戒信号 「点灯」基準	警戒信号 「消灯」基準
分析事項	内容（病床利用率以外の指標は7日間移動平均）		
市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路（リンク）不明者前週増加比	1以上	—
	②新規陽性者におけるリンク不明者数	5～10人以上	10人未満
新規陽性患者の発生状況 検査体制の逼迫状況	③確定診断検査における陽性率	7%以上	7%未満
病床の逼迫状況	④患者受入重症病床利用率	—	60%未満

※警戒基準等は、3月末の感染爆発の兆候が見られた際の実績値等に基づき設定。

※今後、患者発生状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討。

新型コロナウイルス感染を防ぐには

感染経路は、咳やくしゃみ等のしぶきによる「飛沫感染」、ウイルスに触れた手で鼻や口元を触ることによる「接触感染」が中心です。次のことを徹底し、感染防止に努めてください。

- ①手洗いの徹底 帰宅時や料理・食事の前などに、こまめに石けんと流水で20～30秒かけて指と指の間や手の甲、手首まで十分に洗いましょう。
- ②咳エチケットの徹底 マスクは咳やくしゃみによるウイルスの飛び散りを防ぎます。マスクが無いときは、ハンカチやティッシュ、それもなければ袖口で口元を覆い、人のいる方向から顔を背けましょう。

新型コロナ受診相談センター

次の症状がある人はご相談ください。相談の結果、感染の疑いがある場合は、専門の「帰国者・接触者外来」を紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

【すぐに相談】

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
- ②高齢者・基礎疾患（糖尿病・心不全・COPD等）がある人や、透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤等を使用している人で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
- ③妊婦で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合（念のため、早めに相談を）

【症状が4日以上続くときは必ず相談】

上記①～③以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合

※強い症状や解熱剤を飲み続けている人はすぐに相談してください。

電話番号 06-7166-9911 FAX番号 06-6944-7579（土・日曜日、祝日を含め終日つながります）

※上記の症状がない人の健康相談は、府民向け相談窓口（☎06-6944-8197 FAX06-6944-7579）をご利用ください。

新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金

☎特別定額給付金推進室 ☎892-0121

外出自粛や休業による家計への支援を行うための給付金です。感染拡大防止の観点から、原則として窓口での申請・給付を受け付けていません。やむを得ない事情により、下記の方法で申請できない人は、お問い合わせください。

対象者 基準日（令和2年4月27日）現在で、住民基本台帳に登録されている人

申請者 対象者が属する世帯の世帯主

給付額 対象者1人につき10万円

給付方法 申請された世帯主の振込先口座へ振り込み

申請期限 令和2年8/31（月）

①郵送による申請

市から郵送しました申請書に、振込先口座等の必要事項を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証など）の写しを所定の位置に貼り、郵送により提出してください。

②オンライン申請

必要なもの

▷ 申請者（世帯主）のマイナンバーカード

（4桁の暗証番号と電子署名用のパスワードが必要。通知カード不可）

▷ パソコンとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン

▷ 振込先口座の確認書類

申請ホームページ <https://app.oss.myna.go.jp/Application/search>

※操作が分からないときは、マイナンバー総合フリーダイヤル（☎0120-95-0178）までお問い合わせください（音声ガイダンスに従い「4」を選択後、「1」を選択）。

※振込先口座の確認書類の例：金融機関名・口座番号・口座名義人が分かる通帳やキャッシュカード、インターネットバンキングの画面など

給付金を装った詐欺にご注意ください

特別定額給付金に関して、市役所や総務省などの職員が、手数料の振り込みを求めることや、ATMの操作をお願いすることはありません。また、銀行口座の番号やマイナンバーなどの個人情報や電話や郵便、Eメールで問い合わせることもありません。怪しい電話があったり、怪しい郵便やEメールが届いたときは、市役所や最寄りの警察までご相談ください。

配偶者からの暴力を理由に避難し、住民票の異動ができない人への措置

配偶者からの暴力を理由に避難しているなどの事情により基準日以前に、現在住んでいる市区町村に住民票を移すことができない人は、次の手続きと特別定額給付金の申請をすることにより同伴者の分を含めて給付金を受け取ることができます。

手続き方法 申出書に必要事項を記入し、次のいずれかの書類を添えて市役所別館1階 特別定額給付金推進室に提出

▷ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書や市町村が発行するDV被害申出確認書

▷ 保護命令決定書の謄本または正本

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることなどが必要です。

※令和2年4月28日以降に現在住んでいる市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置を受けている人は、申出書の提出のみで構いません。

関係書類のダウンロード 総務省「特別定額給付金に関する各種ご案内」ページ
<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/download/>